

社会福祉法人みらい育心会 役員等の報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらい育心会定款第9条及び第23条に規定する報酬の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員、苦情・相談解決のための第三者委員（以下、「第三者委員」という）とする。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第4条 理事長に対して、職務執行の対価として別表2により報酬を支給するものとする。

(理事の報酬)

第5条 理事に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第8条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(第三者委員の報酬)

第9条 第三者委員が苦情・相談解決のための第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第10条 役員や委員を兼務し、1日に複数の業務に従事する場合に報酬を重複して支給することはない。

2 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬の辞退)

第11条 評議員及び役員は、報酬の全部又は一部につき辞退することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成29年 4月1日より施行する。

この規程の改正は、平成31年 3月7日より施行する。

この規程の改正は、令和元年 6月28日より施行する。

この規程の改正は、令和元年 3月 9日より施行する。

この規程の改正は、令和4年 6月10日より施行する。

この規程の改正は、令和6年11月13日より施行し、別表1については令和7年4月1日より適用する。

この規程の改正は、令和7年3月19日より施行し、別表1については令和7年4月1日より適用する。

別表 1

理 事 長

名 称	報 酬
理事長専決事項執行	月額：90,000円

理 事

名 称	報 酬
理事会出席	5,340円

監 事

名 称	報 酬
理事会出席	5,340円

評議員選任・解任委員会

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員会出席	5,340円

評議員

名 称	報 酬
評議員会出席	5,340円

第三者委員会

名 称	報 酬
第三者委員会出席	5,340円

別表 2

名 称	報 酬
理事業務	5,340円
監事業務	半日(4時間) → 9,670円 1日(8時間) → 19,120円
研 修	半日(4時間) → 9,670円 1日(8時間) → 19,120円